

宮崎地賃審発第12号
令和3年10月27日

宮崎労働局長
田中 大介 殿

宮崎地方最低賃金審議会
会長 松岡 優子



宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年8月26日付け宮崎労発基0826第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

宮崎県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）次に掲げる業務に主として従事する者

　イ 清掃又は片付けの業務

　ロ 洗車又は納車引取りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 858円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり